

岩手県市町村総合事務組合規則第2号（令和2年4月2日公布）

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
別表第4（第9条の5関係）			別表第4（第9条の5関係）		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>165,150円</u> を超えるときは、 <u>165,150円</u> ）	常時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>166,950円</u> を超えるときは、 <u>166,950円</u> ）
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>70,790円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>70,790円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>72,990円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>72,990円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>82,580円</u> を超えるときは、 <u>82,580円</u> ）	随時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>83,480円</u> を超えるときは、 <u>83,480円</u> ）
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>35,400円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>35,400円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>36,500円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>36,500円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第4の規定は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の別表第4の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。